

平成２８年第６回山田町議会臨時会会議録（第１日）										
招 集 告 示 日		平成２８年１１月２１日								
招 集 年 月 日		平成２８年１１月２５日								
招 集 場 所		山田町役場５階議場								
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会	平成２８年１１月２５日午前１０時００分				議 長	昆	暉雄	
		閉 会	平成２８年１１月２５日午前１０時３９分				議 長	昆	暉雄	
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 １４名 欠席 ０名 欠員 ０名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×		議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別	
		1	阿 部 幸 一		○	8	関 清 貴		○	
		2	田 村 剛 一		○	9	阿 部 吉 衛		○	
		3	佐 藤 克 典		○	10	坂 本 正		○	
		4	黒 沢 一 成		○	11	菊 地 光 明		○	
		5	田 老 賢 也		○	12	山 崎 泰 昌		○	
		6	木 村 洋 子		○	13	吉 川 淑 子		○	
		7	尾 形 英 明		○	14	昆 暉 雄		○	
会 議 録 署 名 議 員		9 番 阿部 吉衛			10番 坂本 正			11番 菊地 光明		
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名		事務局長		白土 まさ子		書 記		鈴 木 廉 子		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △		職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠	
		町 長	佐 藤 信 逸		○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一		○	
		副 町 長	甲斐谷 義 昭		○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ		○	
		副 町 長	鈴 木 裕		○	建設課長	川守田 正 人		○	
		技 監	山 下 真 徳		○	建築住宅課長	佐々木 政勝		○	
		総務課長	花 坂 惣 二		○	上下水道課長	佐々木 達彦		○	
		総務課主幹	倉 本 收 郎		○	消防防災課長	上 沢 隆		○	
		企画財政課長	上 林 浄		○	教育委員長	山 崎 喜 六		△	
		復興推進課長	沼 崎 弘 明		○	教 育 長	佐々木 毅		○	
		会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹		○	教育次長	箱 山 智 美		○	
		農 林 課 長	古 舘 隆		○	生涯学習課長	白 土 靖 行		○	
		水産商工課長	佐々木 真 悟		○					
		町 民 課 長	中 屋 佳 信		○					
議 事 日 程		別 紙 の と お り								
会 議 に 付 し た 事 件		別 紙 の と お り								
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り								

平成 2 8 年第 6 回山田町議会臨時会議事日程

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日（金）午前 1 0 時開議

・開 会

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 議案第 117 号 山田町新斎場敷地造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

平成28年11月25日

平成28年第6回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成28年第6回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、報道機関の議場内での写真撮影及びビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

○

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩をいたします。全員協議会を開催いたしますので、議員各位は委員会室にご参集ください。

午前10時00分休憩

午前10時25分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により9番阿部吉衛君、10番坂本正君、11番菊地光明君、以上3名を指名します。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第117号 山田町新斎場敷地造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることにつ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第117号 山田町新斎場敷地造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、柳沢地区に斎場を建設するに当たり、敷地造成を行うものであります。

それでは工事概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。

敷地造成1万2,900平方メートル、コンクリートブロック積工184平方メートル、軟弱地盤対策工5,177平方メートル、排水構造物工1,211メートル、路盤工4,239平方メートル、防火水槽工1基を施工するものです。

次に請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は条件付き一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき10月4日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものです。その結果、奥井建設株式会社1社の応札があり10月26日に開札を行いました。予定価格に達しなかったことから10月28日に再度入札を行い、予定価格内で入札した奥井建設株式会社を落札候補者に指名しました。その後資格の確認を行い、10月28日に落札者に決定し、11月14日に仮契約を締結したところです。契約金額は消費税額及び地方消費税額1,164万円を加えた1億5,714万円で、工期は平成28年11月28日から平成29年10月31日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

これは確か前の議会において一応承認された工事案件だろうと、このように思っています。それについていろいろ全員協議会でも議論したようでもありますけれども、本議会ではこれについての議論は初めてなわけですから改めてお伺いしますけれども、実は前に議決した案件、それとのかかわり、それは議事録とかそういうものにそのまま残っていくのかどうか。実はそれが残るとすると、もちろん契約はしていないわけですが、議決事項としては残るのではないかなと思うのです。そうした場合にはなぜこういうふうになったかという理由は一切どこにも述べられていませんよね。ただ金額が変わって提案されているだけです。そういうことについての提案の仕方というのではないものでしょうか。ただ単に、これだというと前とのかかわりがわからない。その点をまずお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

2番議員の質問にお答え申し上げます。

実は今2番議員がおっしゃったとおり、前回の臨時議会で議決した議案115号は議決を得ているので議決として残っております。当然議事録も残っておるわけです。ですが、この金額が間違っていたということで法的解釈とすれば、全く別物の議案を議決したということになります。それなので、今回の上程したやつについては、全く新しい議案として上程するという形になります。しからば115号で議決した事実はどうなるのだという疑問が生じるとは思いますが、法律上、一度議会で議決したものは取り消すことができないというふうにいろいろな解釈を読んでも法律上の解釈を見てもそのようになっております。解説書等でも議決を取り消すことができないという形になります。ですので、2番議員おっしゃるとおり115号はそのまま残ることになります。

だったら契約しなくても良いのかという疑問が生じるわけですが、議会で議決した議案ではあってもいろいろなケースがあると思いますが、不備があれば、あるいはそれ相応の理由があれば議会に説明をしてその契約は締結しなくても良いということで、これは町長の権限になります。というふうな解釈で前の議決は取り消すことはできないということなので、こういうふうな形の提案になりました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

そのとおりだと思いますし、そう理解しなければならないものだと思います。ただ同じ議案ですよ。中身については。中身については同じ議案で、たぶんどこかが間違っただけで出てきたのだらうと想像はつくのですが、全く違う議案だと考えれば何もこの新しい議案の中に前とのかかわりを書く必要はないのですが、ただ歴史的に残ると言えば変ですけども、残っていくわけですよ。そうした場合に私たちはわかりますが、後でその議案をひもといたときにどうしてこういうふうになったのだというふうなことは2つの議案からではわかりませんもんね。ですからこの新しい議案について、全く新しいとなれば、前の工事はどうなったということになるものですから、どっかにかかわり、議会というかそういうことが検討されたことについての記述があってしかるべきではないのかなと思ったりするのですが、そういうことは別議案だから必要がないのだというふうな理解されるわけです。でもただそうすれば前の議案は全く実行されなくてもいいのかというふうなことにもなると思うのですから、その辺のかかわりをもうちょっと説明していただきたいと。

いずれこれは町のほうの誤りでこういうふうになったのでしょうかから、その辺は良く理解した上でやっぱりしないと、どこが、誰が間違っただというふうなこともわからないで流れてしまうということをお心配しているものですからちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

2 番議員の質問にお答えします。この議案書だけ見れば確かにそのとおりかもしれませんが、議事録が残るわけです。今の 2 番議員の質問は残るわけです。そして答弁も残るわけです。これを読めば議案第 115 号はどうかというのは後世まで残ると思うのです。そのようなことで経過はわかると思います。

さて、この新しい議案ですが、議案の大項目である金額、内容は同じだとおっしゃいましたが、実は議決事件の 3 大要素の中の 1 番大事な部分でもありますね。契約相手方とか、契約金額とか工事の内容とか、それが書いてあるわけですが、その金額が違うので、全く 115 号とは違う新たな議案だということで、新たな議案を、別物の議案を出すのだと地方自治法上の解釈で提案しているわけです。従って新しい議案なので、前の 115 号との関連云々については議案としては記載はしないという解釈になります。ただいまのようなやりとりで議事録では残りますので、そのようなことで後世の人はわかると思います。

それから最後の質問です。どこがどう間違っってこうなったのかということのはっきり言う必要があるのではないかと思いますので、この部分に明確にお答えしたいと思います。執行部のほうの事務ミスであります。一方的な町側のミスであります。そのミスを上程して議決がされたということで原因は町側のほうにあります。

以上であります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより、議案第 117 号 山田町新斎場敷地造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 117 号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。

午前１０時３９分閉会